

4. 職域部分の廃止と新たな年金制度の創設

共済年金の職域相当部分は平成 27 年 9 月末で廃止され、10 月からは新たに「年金払い退職給付」（いわゆる新 3 階年金）が設けられました。

◎職域部分と「年金払い退職給付」の違い

共済年金の職域相当部分（以下「職域部分」という。）は、公的年金である共済年金の一部ですが、年金払い退職給付（以下「新 3 階年金」という。）は民間の企業年金に相当する退職給付の一部という性格です。

また、職域部分は、現役世代の保険料で受給者の給付を賄う「賦課方式」ですが、新 3 階年金は、自分の将来の年金給付に必要な原資を自分の保険料で積み立てる「積立方式」です。新 3 階年金では、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定して、この個人勘定に各月の掛金、期末手当の掛金を利子とともに受給開始まで積み立てます。共済組合では、年 1 回、個人ごとの新 3 階年金の積立額を組合員の皆さまに個別にお知らせする予定です。

給付の仕組みも、職域部分は現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める「確定給付型」であったのに対し、新 3 階年金は、国債利回り等に応じて給付水準を決める「キャッシュバランス型」となります。

◎年金払い退職給付の概要

現行の職域部分は全額が終身年金であるのに対して、年金払い退職給付は、半分は 10 年又は 20 年の有期年金（一時金として受け取りも可能）、半分は終身年金です。

現行の職域部分も新 3 階年金も 65 歳から支給が開始されますが、60 歳から支給を繰り上げる、または 70 歳まで支給を繰下げることが可能です。

新 3 階年金を受給中に本人が死亡した場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

また、公務に基づくケガや病気により障害の状態になった場合や死亡した場合には、公務障害年金・公務遺族年金を支給します。

組合員又は年金受給権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、停職以上の懲戒処分を受けた場合又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合に支給制限が行われるのは、現在の職域部分と変わりません。

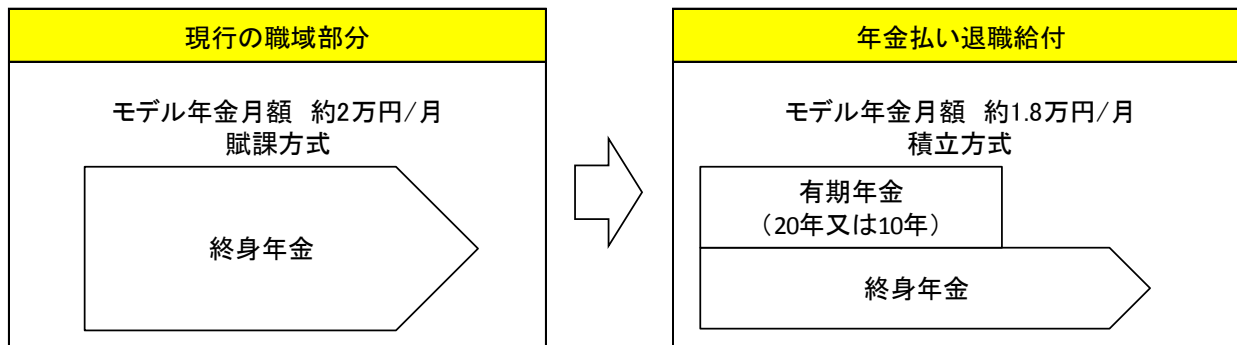
◎経過措置

これまで共済年金の職域部分に払ってきた掛金はどうなるのか心配される方もいるかも知れませんが、平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方には、その期間に応じた従前の職域部分の年金が支給されます。これを「経過的職域加算額」といいます。

引き続き、平成 27 年 10 月以降の組合員期間を有する方については、その期間に応じた新 3 階年金も支給されます。

つまり、平成 27 年 10 月をまたいで組合員期間を有する方は、1 階部分の基礎年金、2 階部分の老齢厚生年金、3 階部分の職域部分と新 3 階年金の 4 種類の年金をもらうことになります。

○年金払い退職給付のイメージ



※モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等の条件で試算
(保険料は事業主と組合員の折半負担)